

高機能消防指令システム整備事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

消防指令システムは、119 番通報の受付から各種災害対応完了までの消防業務に関する情報処理等を一括して、円滑、能率的に行うための重要なシステムで、365 日 24 時間の継続的な安全稼働が求められる。そのため、当システム整備にあたり、整備作業中の消防業務への影響を最小限に抑えながら、現行設備からの更新整備を行う必要があり、深川地区消防組合（以下「組合」という。）の要求に対する理解力、対応力、高度な技術力を有する者に業務委託をする必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

高機能消防指令システム整備事業業務委託

(2) 業務内容

消防指令システム更新整備

※詳細は別紙「高機能消防指令システム整備事業仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 3 年 2 月 26 日（金）まで

(4) 予算限度額

整備事業費 179,492,000 円

※上記、記載額以内を想定するが予算限度額は予定価格を示すものでなく、提案の規模を示すものであるが、見積書の金額はこれを超えないこと。

また、消費税は 10% として計算する。ただし、契約期間中に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正が発生した場合は、相当額を加減して支払うこととする。

(5) 事務担当課

深川地区消防組合深川消防署指令救急課指令係

〒074-0008 北海道深川市 8 条 10 番 20 号

電話番号 0164-22-2814

F A X 番号 0164-22-6216

E - mail f119-syo@atlas.plala.or.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 組合財務規則（平成 6 年組合規則第 3 号）第 110 条第 2 項に規定する名簿又は深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和 54 年深川市訓令第 12 号。以下「事務処理要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿においてシステム設計・開発、データ入力及び処理、システム保守・管理に登録されていること。なお、参加表明時点において同資格を有していない場合においても、募集期間終了までに登録手続きをしている者についてはこの限りでない。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経

営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 公募の日から受託候補者特定までの間、事務処理要綱第 8 条の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(5) 参加しようとする者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 号に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第 2 条第 1 項第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

(6) 提案しようとするシステムが、他の消防本部に対し同種の業務を誠実に履行した実績があること。

4 実施要領等の配布

本プロポーザルに係る書類（実施要領及び提出書類様式等）は、深川市公式ホームページ/深川消防署（以下「消防ホームページ」という。）から入手すること。

※消防ホームページアドレス

<https://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/shoubou/>

5 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料を（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められたものは、このプロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式第 1 号） 1 部

イ 会社概要（様式第 2 号） 1 3 部

ウ 業務に関する実績（様式第 3 号） 1 3 部

※平成 27 年 4 月以降、他の消防本部において消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年消防消第 69 号）に定められた「高機能消防指令センター総合整備事業（離島型）」以上の業務実績を記載すること。

(2) 参加表明書等の提出方法

ア 受付期限 令和 2 年 4 月 6 日（月）まで

イ 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるも

のは受け付けない。) なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先 2の(5)に同じ

エ 注意事項

- ① 持参により提出する場合は、土・日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時までの間に提出先へ持参すること。
- ② 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ③ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和2年4月30日(木)午後5時までに、理由を付した辞退届(様式第4号)を提出すること(必着)。

オ 参加資格の通知等

参加希望者については、その参加資格を確認し、令和2年4月16日(木)までに参加資格確認結果通知書(様式第5号)により通知する。なお、参加資格要件に該当しないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内にその理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

6 提案書等の提出

参加資格を有する者(以下「提案者」という。)は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ア 提案書提出届(様式第6号) | 1部 |
| イ 企画提案書(任意様式) 別紙1「企画提案書作成要領」を参照 | 13部 |
| ウ 経費見積書(任意様式) 別紙2「経費見積書作成要領」を参照 | 13部 |
- ※全てA4版片とじ・縦型・横書とする。(A3版の資料は、A4版サイズに折込とじとする。) また、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないように留意すること。
- エ プレゼンテーション出席者名簿(様式第7号) 1部

(2) 提案書等の提出方法

- ア 受付期限 令和2年4月30日(木)まで
- イ 提出方法 持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。) なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- ウ 提出先 2の(5)に同じ
- エ 注意事項
- 持参により提出する場合は、休日を除く、午前9時から午後5時までの間に提出先へ持参すること。

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関し質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

また、質問の内容は、参加表明書及び企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

(1) 提出書類

質問書(様式第8号)

(2) 提出期限

令和2年4月20日(月)まで

(3) 提出先 2の(5)に同じ

(4) 提出方法 電子メールで質問書を送信し提出すること。なお、送信後に担当係へ電話し着信を確認のこと。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年4月24日（金）までに、提案者全てに対し電子メールにより回答するほか、消防ホームページにて公表する予定としている。

ただし、質問または回答の内容によっては質問者に対してのみ回答する場合がある。

8 審査

受託候補者の特定に当たって、提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア プレゼン等は提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は40分（提案者からの説明30分、質疑10分）とする。

イ プレゼン等は提出された提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。

ウ 審査の出席者が、自らのプレゼン等の時間以外に、会場へ入ること及び傍聴することは認められない。

エ プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。

オ プレゼン等を行う者は、本業務の責任者、担当者等を含め、出席する者4人までとする。

カ 欠席をした場合は、受注意意がないものとして審査の対象としない。

キ プレゼン等の順番は提案書等の提出順とする。

(2) 実施日及び場所

ア 実施日 令和2年5月中旬

イ 場所 北海道深川市8条10番20号 深川地区消防組合消防総合庁舎
※開始時間及び会議室等は別途通知する。

(3) その他

提案者が3者を超える場合、審査委員会は提案書等による書面審査を行い、プレゼン等の対象とする提案者をあらかじめ選定することができるものとする。

9 受託候補者の特定

(1) 特定方法

審査委員会は、提出された提案書等について、プレゼン等を行い、各審査委員の評価点を合計し、合計点数が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(2) 評価基準

提案書等の評価項目は、別表1の評価基準表に掲げる提案事項・配点・評価ポイントのとおりである。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和2年5月中旬に提案者全員に対し、審査結果を書面（様式第9号）により通知する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

10 失格事項

次にいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- （1）提出期間内までに提案書等が提出されない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

11 契約に関する事項

（1）契約の締結

委託者は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、提案時の経費見積書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等 不誠実な行為があったときは、失格とする。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

ア 交渉が不調となった場合

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

ウ その他の理由により契約ができなかった場合

（2）契約保証金

免除する。

（3）契約書作成の要否

要する。

（4）支払条件

ア 部分払い

契約金額に応じ行う。

イ 支払方法

適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12 仮契約の締結

（1）当該業務に係る契約は、地方自治法第96条に定める組合議会の議決事項であり、受託者との間に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となるものである。

（2）仮契約締結後、議会の議決までの間に受託者が政令167条の4の規定される者に該当した場合又は事務処理要綱第8条の規定による入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を解除することができる。

（3）（2）により仮契約を解除した場合は、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 その他

（1）本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

（2）提出書類の作成及び提出、並びに審査の参加に関する費用は、参加希望者及び提案者の負担とする。

- (3) 現地を見学する機会は、特に設けないものとする。なお、参加希望者が現地を見学又は調査する場合には、来庁者、近隣居住者等へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。
- (4) 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び提案者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (6) 提出された書類は、参加希望者及び提案者に無断で本プロポーザル以外の用に供しない。
- (7) 提出書類はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは複製する場合がある。
- (8) 組合は参加希望者及び提案者から提出された書類について深川市情報公開条例(平成9年深川市条例第37号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

14 日程(予定)

参加表明書の受付期間	令和2年3月25日(水)～4月6日(月)
質問受付	令和2年3月25日(水)～4月20日(月)
参加資格の通知	令和2年4月16日(木)
提案書等の受付期間	令和2年4月17日(金)～4月30日(木)
プレゼン等	令和2年5月中旬
審査結果の通知	令和2年5月中旬
契約締結	令和2年5月下旬

(別紙1) 企画提案書作成要領

企画提案書の作成に当たっては、仕様書を理解したうえで、次の要領で作成すること。

1 共通事項

- (1) A4版、両面可。ただし、図表等については、A4横、A3縦・横の様式も可とする。(A3サイズのはA4に折り込むこと。)
- (2) 企画提案書鑑には、住所、企業名及び代表者名を記載すること。
正本1部、副本12部（副本では企業名が分かる記載をしないこと。)
- (3) 紙媒体で提出する企画提案書には、表紙（様式第6号）、目次及びページ番号を付すこと。ページ数は、表紙及び目次を除き50ページ（50スライド）以内とすること。
- (4) 適宜、図、表、イラスト等を使用して、消防指令システムについて専門的知識のない者にも分かりやすい表現とすること。
- (5) 出動指令に係る出動指令トーン（火災、救助、警戒、救急、予告音）及び音声合成指令音（任意の出動場所）をWindows10で再生可能な音声ファイル形式にてCD提出すること。

2 企画提案書の構成等

企画提案書は、評価基準表の提案項目・評価ポイント順に項目を明記して作成するものとし、各項目において重複する内容は、引用するなどして極力省略するとともに、専門的知識のない者にも分かりやすい表現とすること。

3 仕様書の取扱い

- (1) 仕様書（「高機能消防指令システム整備事業仕様書」）の記載事項は、組合における現行消防指令システムの仕様を基に、発注者が求める機能の水準を示した大要であり、特定メーカーの機能、仕様等を指定するものではない。
- (2) 参加者は上記(1)の趣旨を踏まえ、仕様書に示された方法以外で機能の水準を満たそうとする場合は、その方法を企画提案として提案（以下「代替提案」という。）すること。代替提案の可否については、本要領7の質問書を提出しても回答しない。
- (3) 代替提案については、本プロポーザル審査の過程で内容を評価し、契約交渉時に改めて協議の上、発注者が必要と認める範囲内で仕様等に反映させるものとする。

(別紙2) 経費見積書作成要領

経費見積書の作成に当たっては、仕様書を理解したうえで、次の要領で作成すること。

1 共通事項

- (1) 見積価格は、提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならないものとする。
- (2) 見積価格は消費税を含んだ価格とし、できるだけ具体的に記載すること。
- (3) 経費見積書鑑には、住所、企業名及び代表者名を記載すること。
正本1部、副本12部（副本では企業名が分かる記載をしないこと。）

2 見積価格積算時の留意事項

システム整備経費（イニシャルコスト）

No.	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置		
	(1)指令台	2 式	2 画面構成／1 台
	(2)自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1 式	二重化
	イ ディスプレイ	2 台	23 インチ以上液晶ディスプレイ
	(3)地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	2 台	道路地図、住宅地図
	イ 地図用ディスプレイ	2 台	23 インチ以上液晶ディスプレイ
	ウ 警防地図	3 0 部	組合構成市町
	(4)長時間録音装置	1 台	
	(5)非常用指令設備	1 台	指令制御装置同等機能
	(6)指令制御装置	1 式	二重化
	(7)プリンタ	1 台	
	(8)カラープリンタ	1 台	
	(9)スキャナ	1 台	
	(10)署所端末装置	1 式	(携帯端末は組合で用意)
	(11)119 番 F A X	1 台	
	(12)補助受付装置	2 台	
	(13)拡張台	1 式	
	(14)ネットワーク設備	1 式	
	(15)非常用放送設備	1 式	
	(16)高速回線避雷装置	1 式	
	(17)電話交換設備		
	ア 電話交換機	1 式	
	イ 多機能電話機	6 0 台	

2	表示盤 (1)情報通信室表示盤 (2)情報共有表示盤 (3)映像制御装置	2面 1面 1式	60インチ以上液晶ディスプレイ 50インチ以上液晶ディスプレイ
3	指令電送装置 (1)指令情報送信装置 (2)指令情報出力装置	1式 3式	本署2式、分遣所1式
4	気象情報収集装置	1式	
5	災害状況等自動案内装置	1式	
6	順次指令装置	1式	別途整備予定招集システム連携
7	音声合成装置	1式	
8	システム監視装置	1式	
9	メンテナンス装置	1式	
10	電源設備 (1)無停電電源装置 (AC100V系) (2)直流電源装置 (DC48V系) (3)高速電源避雷装置	1式 1式 1式	停電補償 10分以上
11	統合型位置情報通知装置	1式	
12	防犯監視装置	1式	屋外カメラ3台、屋内カメラ1台
13	工事費・諸経費等	1式	
14	防災高圧ケーブル・電話配管工事	1式	
15	照明遠隔操作スイッチ移設工事	1式	
16	自動火災報知設備受信機移設工事	1式	
17	屋外照明改修工事 (防犯)	1式	
18	情報通信室内部改修工事 (一部改修済み)	1式	
19	現情報通信室内部改修工事	1式	
20	消防指令システム用空調設備設置工事	1式	

※その他必要と考えられる経費

(カスタマイズ開発費等～項目を挙げて積算すること。)

3 積算内訳書

- (1) 上記の項目別に積算し、積算内訳書 (任意様式) を作成すること。
- (2) 積算内訳書には、市内業者発注価格が確認できるよう記載すること。

4 その他

実施要領で示した「費用の上限額」に留意すること。

(別表 1)

評価基準表

提案事項・配点等

項目	提案事項	配点	評価ポイント
構築業者に関する要件	指令管制業務の特徴と組合の実情を踏まえたシステム構築に当たって基本的な考え方・実施方針、業務を円滑・確実に遂行するための実施体制について	10	基本方針（業務の理解度）
			業務の実施体制（責任分担・担当者実績等）
	システム構築から運用開始までのスケジュール、消防業務全般への影響を最小限とする移行方法について	10	システム構築スケジュール（施工計画・119 切替手順）
			消防業務への影響の軽減
	付帯する建設・電気関係工事の下請業者について	40	協議・打合せにおける認識の齟齬防止
システムの移行に係る要件	現行システムからの安全な移行について	10	市内業者を優先した下請発注注 1
			システム移行手順・作業内容
			情報通信室・機械室レイアウト
			確実なデータ移行の実現
システムに係る要件	指令管制業務の迅速・確実・効率化等に関する技術について	10	組合と構築業者の役割分担
			消防指令システムの操作性
			ヒューマンエラー防止対策・リカバリ方法
			指令管制業務の効率化
			システムの信頼性・安全性・セキュリティ
			同時多発災害・特殊災害への対応（他消防へ指令情報提供等）
	消防指令システムと既存デジタル無線との将来的な接続等について	10	消防救急デジタル無線共通インターフェース仕様の詳細が決定した際の対応について
			既設消防救急デジタル無線の録音について
	機能の実現	10	仕様書記載機能の実現 機能が実現できない場合の代替案

	仕様書等で示した機能のほかに、組合の対応力を向上させる機能について	10	【提案例】 ・現場状況把握を支援する機能 ・現場活動を支援する機能 ・最新技術の活用
経済性に 係る要件	イニシャルコスト、維持管理等のトータルコストの低廉化について	140	イニシャルコスト（参考見積書記載の見積額を評価）
		10	運用開始から10年以内に更新が必要な装置・OSバージョンアップ等の費用
			職員で対応可能なシステム変更の範囲
			トータルコストの低廉化
研修に係る要件	職員向け操作研修について	10	システム稼働前の操作研修スケジュール・内容
保守・運用に係る要件	保守運用体制について	20	保守業務内容
			障害発生時の復旧対応
取組意欲	プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、当該業務を実施する上で積極的に取り組む姿勢や熱意を総合的に評価する。	10	取組意欲
			理解度・実現性
合計得点		300	

注1 市内業者を優先した下請発注の評価方法について

付帯する建築・電気関係工事とは「高機能消防指令システム整備事業仕様書」第5章工事仕様第2工事施工範囲5～12で示した工事をいう。

評価は次の式による市内業者発注評価点（満点「20点」）と付帯する建築・電気関係工事見積金額評価点（満点「20点」）との合計で採点するものとする。

なお、市内業者発注評価点が最低評価点数「0点」に該当する場合は、本提案事項の採点を「0点」とする。

$$20 + \frac{(\text{市内業者発注価格} - \text{設計価格})}{100\text{万}} \times 2 = \text{市内業者発注評価点}$$

（小数点以下切り捨て）

※市内業者発注評価点の最高評価点数は、「20点」とする。

※設計価格は、別途組合にて設計したもの。